

認可保育園・認可外保育園・放課後児童クラブ
利用保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘
(公 印 省 略)

国の緊急事態宣言再々延長及び急速な感染拡大に係る八重瀬町内児童福祉施設
(保育園等)における家庭保育等の積極的なお願いについて

平素より、本町の保育行政へのご理解・ご協力及び新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応等にもご尽力いただき感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言が再々延長され、期間は 8 月 31 日までとなりました。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況は 7 月下旬より急拡大し、町内の各施設においても職員・園児をはじめ保護者等の罹患や濃厚接触特定も頻発しております。保育園等施設での感染リスク減少・保育機能維持(職員の感染・濃厚接触者特定による人手不足解消)を大きな目的として、より一層積極的な家庭保育等の実施をお願いすることになりました。

就労等による保育の必要な保護者へ配慮することも重要であるため、社会機能を維持するための職業のみに限定した限定保育(登園自粛要請)は行いませんが、以下の内容について積極的な対応を是非ともよろしくお願いします。

【家庭保育等の積極的なお願いの期間】

・令和 3 年 8 月 10 日(火)～令和 3 年 8 月 31 日(火)

【家庭保育等の積極的なお願いの内容】

- ・保護者が平日等に休みの場合や早めにお仕事が終わる場合の家庭保育の実施。
- ・園児等の毎日の健康観察の確実な実施(登園する前の検温)。
- ・園児及びその家族等の近親者が体調不良時は確実に登園を控える。
(目安 37.5℃:個人の平熱を十分に配慮)
- ・園児及びその家族で新型コロナウイルス感染症に係る事案がある場合、園への報告徹底。
- ・手・指・備品・施設の消毒及び換気の徹底や不要不急の外出自粛(人流抑制)。
- ・大人数での会食自粛(身内の範囲でも)。

【保育園保育料及び放課後児童クラブ保育料】

限定保育(登園自粛要請)ではないため、保育料の減免はありません。

※本通知は、令和 3 年 8 月 6 日時点のものであり、今後の罹患者数等がさらに増加する場合は、限定保育(登園自粛要請)などのより強い措置を行う場合もあります。

八重瀬町民生部児童家庭課

子育て支援班 TEL : 098-998-7163